令和4年12月19日 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて

1 主旨

平成30年区議会第4回定例会において、「犯罪被害者等支援条例制定に関する陳情」が趣旨採択された。その後、学識経験者等を交えた世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会(以下「検討委員会」という。)での検討を経て、令和3年6月に犯罪被害者等相談窓口(以下「相談窓口」という。)を先行して設置し、支援に着手している。

この間の相談窓口での実績と、具体的な課題、今後の進め方について報告する。

2 経緯

平成30年12月 犯罪被害者等支援条例制定に関する陳情 趣旨採択(区議会4定) 令和 元年11月 世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会 設置

> 〈構 成〉学識経験者、支援機関、支援者団体、関係所管部長 〈役 割〉犯罪被害者等を支える区の施策に対する意見を述べる。

令和 2年 9月 世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会 報告

- ・犯罪被害者等へより身近な立場の区は、相談窓口という具体的な支援体制を先行させることが望ましい。
- ・検討委員会を継続させ、必要な支援施策についての検討を継続して 行うことが望ましい。
- ・条例を制定する場合は、犯罪被害者の声を聞きとったうえで必要な 施策が定義されていくべきである。

令和 3年 6月 世田谷区犯罪被害者等相談窓口 設置

3 相談窓口による支援と実績

(1) 支援内容

①相談対応

警察の犯罪被害者認知や被害届の有無にかかわらず、すべての犯罪の被害者を対象 とし相談を受け、相談者に必要な支援のコーディネート、必要な支援先への確実な繋 ぎを行う。

②同行支援

犯罪被害者等に寄り添い、必要に応じて、警察、被害者支援都民センター、各支援機関、弁護士、裁判所、医療機関等へ同行し、犯罪被害者等が何度も同じ説明をすることがないよう、同行した機関へ確実に引き継ぐ。

③庁内所管と連携した支援

支援が多岐にわたるなどのケースでは、庁内所管・窓口と連携し犯罪被害者等へ支援 を行う。必要に応じ、所管の担当職員等による会議を開催し、被害者の状況や要望等 を把握しながら、確実な支援につなぐ。

(2) 実績内訳

	殺	強	暴	非	性	ス	S	交	特	そ	合
	人	盗	行	侵	犯	7	N	通	殊	0	計
			傷	入	罪		S	事	詐	他	
			害	窃		カ	上	故	欺		
				盗			誹				
				犯			謗				
							中				
							傷				
3年度	0	2	1	2	4	1	1	1	1	17	30
4年度	0	0	5	0	5	1	0	1	3	13	28

※3年度は6~3月、4年度は4~11月の集計

4 相談支援から見えてきた課題

- (1)相談支援体制の整備 庁内連携、関係機関等との連携、人材育成
- (2) 生活支援サービスの提供 既存の支援メニューの活用、情報共有・蓄積、その他必要なサービス
- (3) 普及啓発 庁内、関係機関、区民

5 今後の進め方

- (1) 庁内実務担当者(係長級)を中心に構成する事例検討会を開催し、性暴力事件や交通 事故など様々な罪種・被害状況に応じた、ケーススタディを具体的に重ねることで、 支援・連携の実践について、質の向上・体制強化を図る。
- (2) 事例検討の状況を適時、検討委員会に報告し、犯罪被害者等支援施策における世田 谷区の役割の明確化、あるべき姿を議論し、被害直後から様々な関係機関と協働し て、重層的な支援を総合的かつ計画的に行うことができる体制の構築を検討する。
- (3) 犯罪被害者等支援条例制定に関する陳情が趣旨採択されていることも踏まえ、施策の基本理念やその方向性、施策の体系等について、条例の制定を含めた検討を進める。

1 基本理念

- ①犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権 利を有する
- ②被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- ③再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

2 国・地方公共団体・国民の責務

- ①国は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する
- ②地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する
- ③国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮する とともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよ う努めなければならない。

3 基本的施策

- ①相談及び情報の提供等(第11条) ●
- ②損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- ③給付金の支給に係る制度の充実等(第13条) ●
- ④保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条) ●
- ⑤犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- ⑥居住及び雇用の安定(第16~17条) ●
- ⑦刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- ⑧保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- ⑨国民の理解の増進(第20条) ●
- ⑩調査研究の推進等(第21条)
- ⑪民間の団体に対する援助(第22条)
- ⑫意見の反映及び透明性の確保(第23条)
 - ※ ●をつけた項目内容は、特に基礎自治体で提供可能な施策

【参考2】 基本法に基づく国の考え方(犯罪被害者等施策の手引きより抜粋)

1 国・地方公共団体の役割

・制度の企画立案から具体的な執行に至るまで国において一貫して担うものが一部ある(例:刑事・民事裁判制度や公的年金など)一方、その多くが、国において制度の企画立案や全国的な斉一性を確保するための基準の設定を担い、地方公共団体において住民の利便性の向上や施策の効果的な実施の観点から、具体的な執行部分を担うものになっています。

2 都道府県・市町村の役割

- ・基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じ多岐にわたる施策を 総合的に推進することを求めています。
- ・特に市町村は、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の 実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの 相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助 など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなど を行うことが望まれます。
- ・都道府県においては、市町村と同様、被害者からの相談等に適切に対応するほか、 各種連絡会議や研修を通じた情報提供や啓発など市町村との連絡調整・支援を行う とともに、被害者の置かれた環境や心身の状況に精通した専門家(弁護士、精神科 医、臨床心理士等)の確保及び紹介、県域全体にまたがる関係機関・団体や支援制 度に関する情報提供、被害者支援に携わる者への研修、被害者問題に関する調査研 究など市町村単位では対応が難しい取組を重点的に実施することが望まれます。
- ・都道府県・市町村間の連携協力も、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。 被害者からの相談や問い合わせに対し相互に橋渡しできるよう、都道府県・市町村 の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法についての認識を共有してお く必要があります。また、効果的な施策の実施の観点から、広報啓発や調査研究を 連携協力して実施することも考えられます。
- ・なお、都道府県・市町村の役割分担については、厳密、排他的なものとしてではなく、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った相互補完的なものとしてとらえることが重要です。

【参考3】 条例の制定状況

令和年4月1日現在

	都道府與	1	政	令指定都	7市	区市町村			
全体	制定	割合	全体	制定	割合	全体	制定	割合	
47	39	82.9%	20	11	55.0%	1,721	453	26.3%	